

様式1-2-1 中期目標管理法（独立行政法人国民生活センター） 第3期中期目標期間業務実績（期間実績評価） 【総合評定表】

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国民生活センター		
評価対象	見込評価（中期目標期間実績評価）	第3期中期目標期間	
中期目標期間	中期目標期間	平成25～29年度	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	内閣総理大臣		
法人所管部局	消費者庁消費者教育・地方協力課	担当課、責任者	消費者庁消費者教育・地方協力課 尾原課長
評価点検部局	消費者庁総務課	担当課、責任者	消費者庁総務課 金子課長
主務大臣	-		
法人所管部局	-	担当課、責任者	-
評価点検部局	-	担当課、責任者	-

3. 評価の実施に関する事項			
（実地調査、理事長・監事ヒアリング、有識者からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載）			
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁消費者教育・地方協力課は、平成30年7月25日、「第1回独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会」を消費者庁において開催し、独立行政法人国民生活センターの理事長、理事、監事及び総務部長による第3期中期目標期間業務実績に係る自己評価の説明並びに同説明に対する有識者からの意見を聴取した。 ・消費者庁消費者教育・地方協力課は、平成30年7月31日、上記懇談会における独立行政法人国民生活センターの説明及び有識者の意見を踏まえ、第3期中期目標期間業務実績に係る主務大臣評価（期間実績評価）案を記載した「総合評定表」及び「項目別評定表」を有識者へ送付した。 ・消費者庁消費者教育・地方協力課は、平成30年8月7日、「第2回独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会」を消費者庁において開催し、独立行政法人国民生活センターの第3期中期目標期間業務実績に係る主務大臣評価（期間実績評価）案につき、有識者から意見を聴取し、その了承を得た。 			

4. その他評価に関する重要事項			
（組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価対象法人に関する事項、評価体制の変更に関する事項などを記載）			
独立行政法人通則法における監事機能に係る規定（第19条、第19条の2、第39条、第39条の2）に基づき、監事の下に監事室を設置し、監査の更なる適正化を実施した。（平成27年度）			

様式1-2-2 中期目標管理法人（独立行政法人国民生活センター） 第3期中期目標期間業務実績（期間実績評価） 【総合評価表】

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B (標準)	参考：見込評価（昨年度実施）
		B (標準)
評価に至った理由	(項目別評価の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評価に至った理由を記載) 項目別評価の分布において、下記「2. 法人全体に対する評価」における結果を踏まえると、95%がB以上の評価（8%がA評価、87%がB評価、5%がC評価）であることから、独立行政法人国民生活センターは、第3期中期目標期間を通じて年度計画を毎年着実に実施したと認められるため、「1. 全体の評価」をB評価とした。	
2. 法人全体に対する評価		
法人全体の評価	(項目別評価及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評価のうち、重要な事項について記載) 「項目別評価」において、102項目（全114項目のうち該当のない12項目を除く。）のうち、8項目がA評価、89項目がB評価、5項目がC評価であり、全体として中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	(法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載) 特段なし。	
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など		
項目別評価で指摘した課題、改善事項	(項目別評価で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載) ・相模原研修施設における宿泊室の稼働率については、外部利用を推進すること、土日休日の宿泊室利用を積極的に働きかけること等により稼働率を高める工夫が必要。研修については、特に企業研修においてその在り方を見直し、企業の職員が研修に参加しやすい環境整備に努めていくことが必要。	
その他改善事項	(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載) 特段なし。	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	(今後、改善が見られなければ改善命令が必要となる事項があれば記載) 特段なし。	
4. その他事項		
監事等からの意見	(監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載) 特段なし。	
その他特記事項	(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載) 特段なし。	